

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに
院内感染が発生した医療機関に対する病床確保料について

1 補助概要

感染症法の位置づけの変更に伴い、本県では重症及び中等症Ⅱ（酸素投与が必要）の新型コロナ患者を対象に、県が指定する医療機関へ病床確保を要請しているが、院内感染により、県が要請した確保病床以外で重症及び中等症Ⅱの患者が発生したことで、一時的に患者を受け入れられなくなった医療機関についても、補助要件や施設要件等を満たせば、休床の補助の対象とする。（「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の交付について（令和5年9月29日付国通知）」3（15）新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業において規定される）

なお、中等症Ⅰ及び軽症の患者は補助の対象外とする。（重症度の基準については「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第10版」p.22を参考）

2 対象医療機関

次の要件を満たす医療機関を対象とする。

（1）新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力すること。

※ 院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関も本事業の対象となるが、当該医療機関は、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を県との間で締結すること。

3 補助対象期間

院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日までの期間とする。

4 空床確保料

補助対象としてみなされた医療機関は、県が認めた期間に限り、下記「（2）補助額」の空床及び休床補助を受けることができる。なお、県が要請する確保病床を有する医療機関で、確保病床に対する病床確保料を受けている場合には、その額は減額となる。

（1）対象病床

院内感染の発生により、病院の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（補助上限は陽性患者入院中の病床数1床につき1床まで（陽性患者入院中の病床がICU・HCUである場合の上限数は1床につき2床まで））

※ **ただし、対象となる「陽性患者」は重症及び中等症Ⅱの患者とし、中等症Ⅰ及び軽症は対象に含めない。**（別紙のとおり）

（2）補助額（当該休止病床の特性に基づく）

・ICU : 121,000円/日

・HCU : 85,000円/日

・その他病床

① 新型コロナの重症又は中等症Ⅱ患者の受入可能な病床 : 29,000円/日

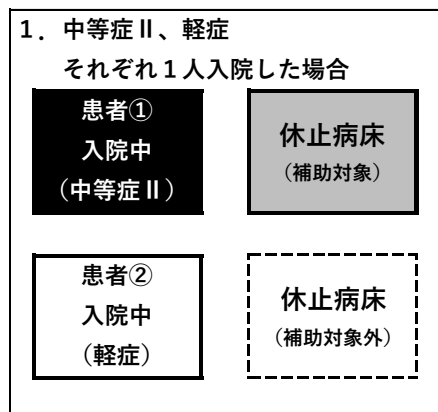
② 上記以外の病床（療養病床含む） : 16,000円/日

※ **その他病床について、院内感染が発生した病棟（階、エリアなどと読み替えるのも可）が重症又は中等症Ⅱ患者専用（酸素投与可能）の病棟であって、新型コロナ患者がいた病床に隣接していた関係でゾーニング等により休床とした病床で、①の条件が当てはまる場合のみ、29,000円の単価適用となる。**なお、県が要請する確保病床に限らない。

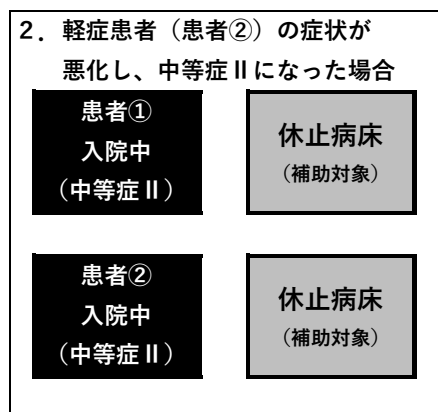
別紙

補助対象の考え方

(例) 院内感染が発生した場合の補助対象となる病床 (4人部屋を想定)

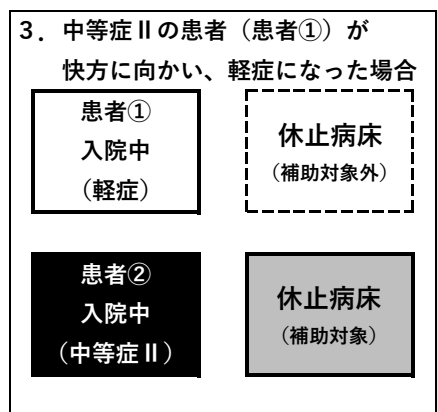


中等症Ⅱの患者が入院中の病床 1床
上記入院のため補助対象となる休止病床 1床



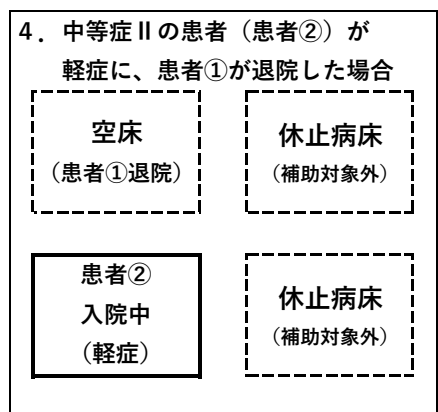
※患者の症状が中等症Ⅱになった日から対象

中等症Ⅱの患者が入院中の病床 2床
上記入院のため補助対象となる休止病床 2床



※患者の症状が軽症になった日から対象外とする。

中等症Ⅱの患者が入院中の病床 1床
上記入院のため補助対象となる休止病床 1床



中等症Ⅱの患者が入院中の病床 0床
上記入院のため補助対象となる休止病床 0床